

第33回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日(月) 午前9時～午前10時05分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (15名)

会長	15番					
会長代理	1番					
委員	2番	3番	4番	5番	6番	7番
	8番	9番	10番	11番	12番	13番
	14番					
4. 欠席委員 (0名)
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (21件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 4件)
 - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
 - 日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 1件)
 - 日程第6 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について (議案 1件)
 - 日程第7 令和5年度最適化活動の目標の設定等について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	局長補佐	管理調整係長	事務補助員
------	------	--------	-------

議長 それでは只今から、第33回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、6番〇〇委員と7番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が21件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは1ページです①合意解約申出書21件です。番号1。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇。土地の所在、北方字京田〇〇田〇〇㎡ 外1筆 計2筆 4,219㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年1月1日から令和6年12月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月13日。番号2。貸人、横浜市〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇。土地の所在、北方字京田〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年1月1日から令和7年12月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月13日。番号3。貸人、湧水町北方〇〇。借人、湧水町北方 〇〇。土地の所在、米永字〇〇 田 〇〇㎡。外1筆 計2筆の1,224㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年5月25日から令和9年5月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月24日。番号4。貸人、湧水町北方〇〇。借人、湧水町北方 〇〇。土地の所在、北方字京田〇〇 田 〇〇㎡。外1筆 計2筆 1,901㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年5月25日から令和9年5月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月24日。番号5。貸人、湧水町北方〇〇。借人、湧水町田尾原 〇〇。土地の所在、北方字京田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成31年4月1日から令和6年3月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年2月24日。番号6。貸人、湧水町北方〇〇。借人、湧水町北方〇〇。土地の所在、北方字原牟田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日から令和9年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。

利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月24日。番号7。貸人, 鹿屋市〇〇。借人, 湧水町恒次〇〇。土地の所在, 恒次字寺田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和4年1月1日から令和5年12月31日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月24日。番号8。貸人, 湧水町恒次〇〇。借人, 湧水町恒次〇〇。土地の所在, 恒次字寺田〇〇 田 〇〇㎡。外2筆 計3筆 2,283㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和4年1月1日から令和5年12月31日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月24日。番号9。貸人, 湧水町木場〇〇。借人, 湧水町木場〇〇。土地の所在, 木場字内無〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和3年5月1日から令和8年4月30日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月24日。番号10。貸人, 湧水町木場〇〇。借人, 湧水町木場〇〇。土地の所在, 米永字山崎〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和4年4月1日から令和14年3月31日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 使用貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月24日。番号11。貸人, 霧島市国分 〇〇。借人, 湧水町木場〇〇。土地の所在, 木場字水ノ元〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年8月25日から令和7年8月31日。解約の理由, 耕作者が体調不良のため。利用権の種類, 使用貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月28日。番号12。貸人, 湧水町北方 〇〇。借人, 湧水町北方 〇〇。土地の所在, 北方字山ノ口〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和4年5月1日から令和9年4月30日。解約の理由, 土地贈与のため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月28日。番号13。貸人, 湧水町木場 〇〇。借人, 湧水町木場 〇〇。土地の所在, 木場字内堀〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年5月26日から令和7年5月31日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 使用貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年2月28日。番号14。貸人, 霧島市 〇〇。借人, 湧水町木場 〇〇。土地の所在, 北方字原牟田〇〇 田 〇〇㎡。外1筆 計2筆 1,571㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 平成30年2月23日から令和10年2月29日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡しの時期, 令和5年3月6日。番号15。貸人, 湧水町北方 〇〇。借人〇〇。土地の所在, 北方字新替〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 平成31年3月31日から

令和 11 年 3 月 30 日。解約の理由，土地売買のため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和 5 年 3 月 31 日。番号 16。貸人，湧水町川添 ○○。借人，鹿児島市 ○○。土地の所在，川添字中水流○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和元年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日。解約の理由，中間管理機構から基盤強化促進法への利用権設定変更のため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和 5 年 4 月 20 日。番号 17。貸人，湧水町北方 ○○。借人，鹿児島市 ○○。土地の所在，稲葉崎字橋口○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成 30 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日。解約の理由，利用権設定内容変更のため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和 5 年 3 月 10 日。番号 18。貸人，湧水町稲葉崎 ○○。借人，鹿児島市 ○○。土地の所在，稲葉崎字極田○○ 田 ○○㎡。外 3 筆 計 4 筆 942 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成 30 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日。解約の理由，利用権設定内容変更のため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和 5 年 3 月 10 日。番号 19。貸人，始良市加治木町 ○○。借人，湧水町中津川 ○○。土地の所在，木場字外堀○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和 2 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日。解約の理由，基盤強化促進法から中間管理機構への利用権設定変更のため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和 5 年 3 月 9 日。番号 20。貸人，福岡市 ○○。借人，湧水町幸田 ○○。土地の所在，幸田字小豆田○○ 田○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和 2 年 8 月 25 日から令和 12 年 8 月 31 日。解約の理由，基盤強化促進法から中間管理機構への利用権設定変更のため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和 5 年 3 月 9 日。番号 21。貸人，湧水町川西 ○○。借人，湧水町般若寺 ○○。土地の所在，川西字火ノ口○○ 田○○㎡。外 1 筆 計 2 筆 4,688 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成 26 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日。解約の理由，基盤強化促進法から中間管理機構への利用権設定変更のため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和 5 年 3 月 9 日。以上です。

議 長
議 長

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
なければ，以上で合意解約申出書を終わります。次に，農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 1 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局

6 ページです。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 1 件です。
番号 1。権利取得者，湧水町鶴丸 ○○。権利取得日，令和 4 年 3 月 24 日。

取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 鶴丸字下新田〇〇 田
〇〇㎡ 外 10 筆 田 7 筆 畑 4 筆の計 11 筆 8,827 ㎡。あっせん等の希
望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 なければ, 以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。
以上で, 事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 354 号農
業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定
の審査を行います。整理番号 1 号から整理番号 95 号まで, 事務局の説明を
求めます。

事務局 7 ページです。日程第 1 議案第 354 号。農業経営基盤強化促進法の資格
審査について。(1) 利用権設定です。整理番号 1 号から 95 号です。下の
地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分で
す。合計だけ申し上げます。利用権設定の田 228,297 ㎡, 畑 4,153 ㎡, 小
計 232,450 ㎡です。次に 8 ページです。総括表です。これも合計だけ申し
上げます。賃貸借分の田 199,489 ㎡, 畑 3,163 ㎡。使用貸借分の田 28,808
㎡。畑 990 ㎡。合計で田が 228,297 ㎡、畑が 4,153 ㎡、計 232,450 ㎡です。
9 ページ以降にそれぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。以上
です。

議 長 始めに整理番号 1 号について, 審査します。整理番号 1 号につきましては,
農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限に, 4 番〇〇委員が抵
触しますので, 退席を求めるため暫時, 休憩します。(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ, 会議を開きます。ただいま事務局の整理番号 1 号の説明に対
し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ, 整理番号 1 号の利用権設定に係る資格審査に
ついては, 承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号の利用権設定に係る資格審査につい
ては, 承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に整理番号 2 号から整理番号 6 号について, 審査します。整理番号 2 号
から整理番号 6 号につきましては, 農業委員会等に関する法律第 31 条議

事参与の制限に、11番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時、休憩します。(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。ただいま事務局の整理番号2号から整理番号6号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号から整理番号6号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号2号から整理番号6号の利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に整理番号7号から整理番号8号について、審査します。整理番号7号から整理番号8号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時、休憩します。(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。ただいま事務局の整理番号7号から整理番号8号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号7号から整理番号8号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号7号から整理番号8号の利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に整理番号9号から整理番号95号について、審査します。

議長 整理番号9号から整理番号95号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号9号から整理番号95号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号9号から整理番号95号の利用権設定に係

る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号 1 号の事務局の説明を求め
ます。

事務局 7 ページです。今度は、所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。
田が 1,591 m²、畑が 75 m² 小計 1,666 m²です。次に 34 ページです。議案
第 354 号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2) 所有権移転
の部です。整理番号 1。土地の所在 中津川字上玉木〇〇 地目は田 農
振内の〇〇m² 外 3 筆 農振内・農振外で田 3 筆 畑 1 筆の 4 筆 計 1,666
m²です。渡人, 始良市 〇〇。受人, 湧水町中津川 〇〇。経営面積 249,054
m²。外はお目通しください。利用目的は水稻・野菜。売買価格は 20 万円。
移転時期は公告日、引渡時期は令和 5 年 3 月 27 日。受人は認定農業者です。
以上です。

議 長 整理番号 1 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条議事参
与の制限に、1 1 番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休
憩します。(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議 長 それでは、整理番号 1 号について審議します。整理番号 1 号につきま
しては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

8 番 8 番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 354 号整理番号 1 号
の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、
議案書と議案参考資料の 1 ページから 6 ページをご参照ください。申請内
容は、売買による所有権移転 です。受人は認定農業者です。耕作状況は、
良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面
積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たして
いることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号は、調査委員の報告は承認相当
ということです。承認相当と認め承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号の所有権移転の資格審査については、
承認することに決定しました。

議 長 ここで、〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次

に日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。議案第355号から議案第358号までの4議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

35ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第355号。権利, 所有権移転。土地の所在, 北方字寺山〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。外1筆 計2筆 3,066㎡。渡人, 鹿児島市 〇〇。受人, 始良市加治木町 〇〇。経営面積, 7,485㎡。外はお目通しください。労力総数2。申請事由, 兄弟間の贈与です。次に議案第356号。権利, 所有権移転。土地の所在, 北方字山ノ口〇〇地目は田 農振内 〇〇㎡。渡人, 湧水町北方 〇〇。受人, 湧水町北方 〇〇。経営面積8,297㎡。外はお目通しください。労力総数1。申請事由, 義父から贈与です。次に議案第357号。権利, 所有権移転。土地の所在, 稲葉崎字原田〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。渡人, 大阪府豊中市 〇〇。受人, 湧水町稲葉崎 〇〇。経営面積は23,573㎡。外はお目通しください。労力総数1。申請事由, 規模拡大 売買価格は全部で42万円です。次に議案第358号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字松山〇〇 畑 農振外 〇〇㎡。外1筆 計2筆 3,772㎡。渡人, 湧水町川西 〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇。経営面積は181,483㎡。外はお目通しください。労力総数3。申請事由, 規模拡大 売買価格は全部で40万円。現地には一部工作物がありましたので、近い将来撤去して耕作するよう3条申請に関する誓約書を添付してもらいました。以上です。

議長

農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず、議案第355号について審議します。議案第355号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10番

10番〇〇です。農地法第3条に係る議案第355号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の7ページから9ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長

只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等なければ、議案第355号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 355 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 356 号について審議します。議案第 356 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 356 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 7 ページ, 10 ページ, 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 356 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 356 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 357 号について審議します。議案第 357 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 357 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 7 ページ, 12 ページ, 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 357 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 357 号につきましては、許可相当と認め許可

することに決定しました。次に、議案第 358 号について審議します。議案第 358 号につきましても現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 358 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 14 ページから 17 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、現在、畑に一部工作物がありましたが、近いうちに撤去して耕作するというので本人から確認をとっております。よって調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 358 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 358 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。次に日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 359 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 37 ページです。日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について議案第 359 号。所在、木場字西屋敷〇〇 畑 農振外。〇〇㎡。三種農地。申請人、湧水町木場 〇〇。形態、転用。用途、山林。申請事由、周囲を山林に囲まれており鳥獣被害が多く生産性が低いため申請地に植林を行い活用したい。以上です。

会 長 議案第 359 号について審議します。議案第 359 号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10 番 10 番〇〇です。農地法第 4 条に係る議案第 359 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の 18 ページから 21 ページを参照してください。周囲の状況は、北は山林、東は畑、南は道路、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用

許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 359 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 359 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。次に日程第 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第 360 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 38 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第 360 号。権利, 所有権移転 所在, 木場字長迫〇〇 田。農振外〇〇㎡。 農振外 渡人, 始良市東餅田 〇〇。受人, 伊佐市菱刈市山 〇〇 〇〇。用途, 一般住宅。申請事由, 現在, 借家住まいのため申請地に自己住宅を建築するため。以上です。

議 長 議案第 360 号を審議します。議案第 360 号は現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番〇〇です。農地法第 5 条に係る議案第 360 号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページから 27 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路, 東は田, 南は道路, 西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図, 被害防除計画書及び誓約書、地籍超過理由書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 360 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 360 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 361 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 39 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 361 号。願出人、湧水町鶴丸 ○○。土地の所在、鶴丸字竹田○○ 畑 ○○ m²。外 2 筆 計 3 筆。田 2 筆 畑 1 筆の○○m²です。所有者、本人です。非農地とする理由は、20 年以上前から耕作放棄により荒廃化したため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条 (2) (3) (5) です。以上です。
- 議 長 議案第 361 号について審議します。議案第 361 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 8 番 8 番○○です。非農地証明願いに係る議案第 361 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 28 ページから 35 ページをご参照ください。調査意見は、20 年以上前から耕作放棄により荒廃化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 5 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。 以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 361 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 361 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 6 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について を議題とします。議案第 362 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料は別冊になります。日程第 6 号 議案第 362 号湧水町農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」の改定について」説明いたしま

す。本年4月1日施行の農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、議案の指針につきまして、作成が努力義務から必須へと変更になりすべての農業委員会におきまして改定することになりましたので、湧水町農業委員会に係る指針につきましても、改正法の内容を反映し、改定する内容になっております。それでは、主な内容について、説明いたします。現在、策定済みの「指針」につきましては、農地等の利用最適化に関する目標として、認定農業者等への農地の集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止、新規参入者の促進にそれぞれ現状と目標を設定しており、又、それらの推進方法につきまして、記述してありますが、今回の改定につきましては、法改正の内容を反映した全国農業会議所の参考例に準じて作成しております。なお、改定する指針につきましては、下線部分に変更、追加された部分になります。まず始めに、第1の基本的な考え方ですが、今回の改正法に係る内容等について、参考例により新たに加えております。次に、第2具体的な目標、推進方法及び評価方法ですが、1. 遊休農地の発生防止・解消の遊休農地の解消目標についてですが、現状を令和4年3月に、3年後の目標を令和7年3月に、10年後の目標を令和14年3月に設定しています。(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法につきましては、①の農地利用状況調査と利用意向調査の実施について、法に基づき実施する旨の記載となっております。②の農地中間管理機構との連携については、利用意向の結果を受け、農地中間管理機構への貸付手続きを行うとしております。③非農地判断については、再生利用が困難と区分された農地について、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化するとしております。(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、遊休農地の割合により評価するとしております。次に2. 担い手への農地利用の集積・集約化については、(1) 担い手への農地利用集積目標については、表には、担い手への農地利用集積目標を、現状を令和4年3月に、3年後の目標を令和7年3月に、10年後の目標を令和14年3月に設定しています。担い手の育成・確保についても同じ考えで、目標数値については、産業振興課と協議し設定しております。(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の①「地域計画」の作成・見直しについては、農業委員会として地域計画の作成と見直しに主体的に取り組むとしております。②農地中間管理機構との連携については、各団体と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うこととしております。③農地の利用調整と利用権設定については、集積の進んでいる地域では、利用権の再設定を推進し、受け手が少ない地域は、法人化や新規参入の推進をするなど、地域の実情に応じた取組を推

進するとしております。④農地の所有者等を確認することが出来ない農地の取り扱いについては、公示手続きを経て、農地中間管理機構を通じて利用権が設定できる制度を活用し農地の有効利用に務めるとしております。

(3) 担い手への農地利用集積。集約化の評価方法につきましては、担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価するとしております。3. 新規参入の促進についての (1) 新規参入の促進目標についてですが、現状を令和4年3月に、3年後の目標を令和7年3月に、10年後の目標を令和14年3月に設定してしております。新規参入者の個人と法人それぞれ、数、面積につきましては、産業振興課と協議し設定してしております。(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法については、①関係機関との連携については、各関係機関と連携し必要に応じて現地見学や相談会を実施するとしております。②新規就農フェア等への参加については、各団体と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加し、情報収集に努め新規就農者の受け入れとフォローアップ体制を整備することとしております。③企業参入については、担い手が不足している地域では、農地中間管理機構を活用し、積極的に企業参入の推進を図るとしております。④農業委員会のフォローアップ活動については、農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担うとしております(3) 新規参入の促進の評価方法ですが、こちらは、新たに規定されたもので、新規参入者の促進の進捗状況は新規参入者の数より評価するとしております。第3に「地域計画」の目標を達成するための役割につきましても、新たに規定されたもので、5項目で、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声かけ等による意向調査「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、「地域計画」の定期的な見直しへの協力としております。以上 令和5年4月1日から施行される法に適合した内容を指針として、改定、定めるものになります。以上で説明を終わります。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第362号農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、原案のとおり改定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案362号農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、原案のとおり改定することに決定しました。以上で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について を終わります。

- 議 長 次に、日程第7 令和5年度最適化活動の目標の設定等について を議題
事務局 別冊の資料に基づきまして、日程第7 令和5年度最適化活動の目標の設定等について 説明いたします。これにつきましては令和4年度から皆様方に、月10日の活動をお願いしている関係の目標設定でありまして、昨年は、目標設定の初年度ということで、4月頃にお示しいたしまして決定した訳でございますが、令和5年度につきましては、国、県から5年度が始まる前までに決定しなさいということございまして、本日の総会に上程した訳でございます。内容については、4年度とほぼ変わっておりません。ただし目標設定等が令和5年4月1日現在の状況で設定しなければなりません。まだ期日がきておりませんので、数字が未確定なものございましてこれについては、また数字が確定し次第お示しをしたいとおもいます。とりあえずはこの総会で案として決定していただきたいと思っております。内容につきましては1点変わったところがございます。資料の3枚目中ほどに最適化活動の活動目標がございまして、その中に(2)最適化活動強化月間の設定目標がございまして、その中の1月の部分が載っておりませんでした。これは、目標地図素案作成強化月間でございます。先程局長から指針の中で説明がありました地域計画、これは人・農地プランが地域計画に法律の改正によって名称変更がされたわけですが、その地域計画を農政担当課が作成する段階で、農業委員会の役割としましては、その地域計画を作成するための目標地図の素案を作成することになっております。農業委員会としましては、令和5年度から2年間かけて素案を作成していく必要がありましたので、今回ですね目標地図の素案の作成強化月間ということで、令和4年度と違うところがございます。数字的には、まだ未確定なものございますので、その数字がわかり次第皆様方にお示ししたいと思いますので、この案で決定を頂きたいので、宜しくお願いたします。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第363号 令和5年度最適化活動の目標の設定等につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案363号令和5年度最適化活動の目標の設定等につきましては、原案のとおり決定しました。以上で、令和5年度最適化活動の目標の設定等について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

議 長 他に無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第33回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時05分

6 番 _____

7 番 _____

議 長 _____